

1. 件名：東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る事業者による施設定期検査に関する面談

2. 日時：令和3年5月13日 13時30分～14時40分

3. 場所：原子力規制庁2階打合せスペース

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

検査グループ 専門検査部門

山元首席原子力専門検査官、川下企画調査官、

宮崎上席原子力専門検査官、南川主任原子力専門検査官

丸山主任原子力専門検査官

東京電力ホールディングス（株）

福島第一廃炉推進カンパニー 福島第一原子力発電所

廃炉安全・品質室基盤整備グループ担当 他6名

5. 要旨

○東京電力ホールディングス（株）から、令和3年度の事業者による施設定期検査について、面談を行いたい旨の申し出があり、面談を行った。

○東京電力ホールディングス（株）から資料に基づき以下の説明を受けた。

・5・6号滞留水貯蔵設備について

放射性液体廃棄物の処理方法について、淡水化装置を使用する場合としない場合があることから、滞留水浄化性能の判定基準（処理水に含まれる対象核種の告示濃度限度に対する放射濃度の割合の和）はそれぞれの運用に合わせて異なる値を用いる。

・放射線管理関係設備に係る確認事項について

3号機の使用済燃料プールからの燃料取り出しは終了したが、タービン建屋及び原子炉建屋内の汚染水の除去（ドライアップ）作業の進捗に伴い、ダストが建屋内に飛散する可能性が新たに生じてきていることから、3号機及び4号機のダストモニタ及びエリアモニタによる監視を行うこととし、これらのモニタを検査対象とする。

なお、3号機排気フィルタユニット入口のダストモニタは大気放出側である燃料取り出し用カバー換気設備出口で監視が可能であることから検査

対象外とする。

○原子力規制庁は、東京電力ホールディングス（株）に対し、今後の検査計画に反映する旨伝えた。また、必要に応じて情報を提供するよう求めた。

6. その他

資料

- ・ 第2回施設定期検査（社内）について